

十分配慮し、その完全な手続的保障の下で捜査・裁判が行われることを要求したものと言える。このような手続的保障が十分に尽くされてはじめて、裁判官は、自らの心証で、事実の認定を行うことが許されるのである。こうした視野に立った場合、藤本事件は、到底、憲法的な要求を満たした裁判であったとはいえないだろう。

【資料IV-5】 藤本事件の経過

- 1951.1.9 入所勧告
- 1951.2.24 二度目の入所勧告
- 1951.6.10 恵楓園二千床拡張完了
- 1951.8.1 ダイナマイト事件発生
- 1951.8.6 恵楓園入所か?
- 1951.8.20 起訴（殺人未遂、火薬取締法違反）
3回公判（恵楓園内） 弁護士 石坂繁（私選）
- 1951.11.8 国会における三園長発言
- 1952.6.9 熊本地裁判決（懲役10年）
- 1952.6.16 恵楓園逃走
- 1952.7.7 殺人事件発生
- 1952.7.10 逮捕状請求
- 1952.7.12 逮捕
- 1952.8.2 起訴（逃走罪）
- 1952.9.27 ダイナマイト事件控訴却下（裁判費用がなく、上告せず）
- 1952.10.30 第1回公判 弁護士 江橋修（国選）
- 1952.11.22 追起訴（殺人罪）
- 1952.12.15 第2回公判 合議法廷に（裁判官3名）
- 1953.1.16 第3回公判
- 1953.2.25 第4回公判
- 1953.3 恵楓園内に医療刑務所完成（定員75名）
- 1953.4.3 実地検証（被告人、弁護士立会無し）
- 1953.7.27 第5回公判（弁論）
- 1953.8.15 らい予防法公布施行
- 1953.8.29 熊本地裁判決（死刑）
- 1953.9.7 控訴
- 1953.12.1 控訴趣意書提出
- 1954.1.25 事実審理申し立て
- 1954.1.28 第1回控訴審

第四 1953年の「らい予防法」

- 1954.3.10 第2回控訴審
1954.4.9 第3回控訴審
1954.5.7 第4回控訴審
1954.6.4 実地検証（弁護人立会）
1954.10.15 第5回控訴審（論告無し、弁論）
1954.12.13 福岡高裁判決（棄却）
1955.2.12 上告（弁護人 関原勇、野尻昌次、柴田睦夫）
1955.3.12 上告趣意書提出
1956.4.13 第1回最高裁口頭弁論
1957.3.22 第2回最高裁口頭弁論
1957.8.23 最高裁判決（棄却） →9.2 判決訂正申立 →9.25 最高裁決定（棄却）
1957.10.2 再審請求 → 棄却
1958.3.8 「藤本松夫を救う会」発足（発起人133名）
1960.12.20 再審請求（2度目） →1961.3.24 棄却 →1961.4 即時抗告
→1961.6.20 却下 →7.12 特別抗告 →10.4 棄却
1962.4.23 再審請求（3度目） →1962.9.13 棄却
1962.9.14 死刑執行
1962.9.17 即時抗告（母、長女名義）

【資料IV-6】入所勧告

予十七号

昭和二十六年一月九日

熊本県衛生部長

藤本松夫殿

国立療養所恵楓園への入所について

標記の件について先に貴方の病状が如何に進行しているか、又その予防方法等生活状態を恵楓園医員と係官をして調査せしめたのですが、各人の病状によっては、軽、重症或は全く治癒しているように見受けられましたが、衛生的、医学的見地よりして、この病気は結核と同じく遺伝性のもではなく、明らかに伝染病であって、外の急性伝染病に比べて伝染率は弱く然るに何時しか知らずの内に家族内又は近親者（度々出入りしている者）に伝染しており、その潜伏期も各個人の体質上一概に云えず、兄弟姉妹間でも体力の弱かった貴方が不幸にして罹患されたのです。

然るに当方としても貴方々を一時も早く療養所に入所させて療養生活を明るく過ごされるよう努力していたのでありますが、御承知の如く財政の緊迫でそこ迄お世話出来なかったのですが、その後厚生省及び関係官の尽力によって菊地恵楓園が一千床増加せられ、（現在は全部で二千百床）設備としては患者の希望も入れられて日本一を誇る大療養所として発足している状況なのです。一方貴方々の家庭に対する事情は当方としても充分に了解されるのですが、将来の貴方の生活上及び家庭の状況並びに公衆衛生上を考慮して指示の時日に入所されるため、自動車を附近（希望によって

は場所を変更するので役場まで連絡すること)まで派遣させるので、早く入所して明るい療養生活を営められるよう希望するものであります。

御参考迄申添えますが、貴方々としましても、しばしば家族との面会もされたいことと思ひ、熊本県内の療養所が好都合と考慮して指示したのですが、おくれれば遠く岡山県へ送られるおそれもあり、又指示に反すれば強制的入所となるので当方としてもこんな手段は万止むを得ん以上は好ましくないの、貴方々としても当方の意中を充分御賢察されて健康で明朗な郷土建設に御協賛下さる様お願いします。

ついで、入所のことは貴町村役場係員が承知しているので連絡のため訪問の際漏れなく聴取されて準備しておかれるようお願いします。

記

収容の日時及び場所は町村役場に指示します

【資料IV-7】ダイナマイト事件判決(1952.6.9 熊本地裁)

(罪となるべき事実)

被告人は、

第一、小学校入学後間もなく父と死別し家計も貧しかったので僅かに一年終了後退学し、その後は熊本県菊池郡水源村大字××番地の自宅に於て専ら弟妹の子守等家事を手伝い、一三歳の頃には実母を扶けて百姓仕事も一人前となり、爾來農業に勤しんでいたものであるが、昭和二五年一月二日二六日頃突然同村役場を通じて熊本県衛生部より被告人に対し癩病疾患の為翌二六年二月七日より国立療養所菊池恵楓園に収容する旨の通知を受けるや愕然として、自己の悲運を痛くなげくと共に実家の将来事とも強く懸念され家族ともども悲観にくれているうち、遂には恵楓園に這入って生きんより寧ろ死んでしまおうとまで覚悟したものの、思案の末今一度右病名を確かめんと思い立ち、同年一月一五日頃無断家出し転々として北九州方面の皮膚科医の診断を受けて廻り、右疾病に非ざる旨の証明書等三通貰い受け、これを以て世間の疑惑を晴らし得べしと考へ、喜び勇んで同年二月一〇日頃帰宅し祝宴まで催して人々にその旨伝え、心気一転して再び農業にいそしみ始めた矢先同年二月二四日頃更に県衛生課より村役場を通じ、五月までに右恵楓園に入園せよとの通知を受け再び悲境に陥るに至ったが、之より先右収容手続きは嘗て同村役場の衛生係をしていた近所の同村大字××番地Fがその如く聞込み、かかる悲境に陥ったのは、総べて同人(F)の隠密の仕打ちによるものであると邪推し、同人を深く恨み性来気が荒く執着深い性格なため同人に対する痛憤は日を経るにつれて昂り其の仕打ちに対する怨嗟の情はいよいよ深刻となり、遂には同人及びその家族を殺害し以てこの怨恨を晴らさんと企て、その機会を狙っているうち同年八月一日午前二時二〇分頃右F方玄関に至り玄関に通ずる表六畳板張りの蚊帳の中に右F及びその妻子五名が就寝しているのを見るや、この機に同人等六名を殺害すべく決意し直ちに長さ二米四〇糎余の竹竿の先端に茶色縞黒布切れ及び紙紐を以て縛着せるダイナマイトに雷管を装填しこれに接続する導火線に蚊取り線香を以て点火したところ表側から二女・・・(一五歳)、長男・・・(一二歳)、二男・・・(五歳)、右F(四九歳)、三男・・・(一歳)及び妻・・・(四二歳)の順序に就寝せる該室の右Fの枕元附近をめがけてこれを差入れ、同人の頭部より約三〇糎の処に於て突如右ダイナマイトを暴発せしめて同人等の